

食品衛生法の一部改正に伴う倉庫業法施行規則の改正について

1. 背景

今般、平成30年6月13日に公布された食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）及び食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）により、食品衛生法（昭和22年法律第233号）における営業許可制度の見直しと営業届出制の創設が行われ、現行、営業許可が必要であった食品の冷凍又は冷蔵業については、届出制に移行されるとともに、営業許可に当たり必要であった施設基準は課されないこととなった。

これを受け、倉庫業法施行規則（昭和31年運輸省令第59号。以下「規則」という。）について所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

上記、食品衛生法及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）の一部改正に伴い、冷蔵倉庫に係る規則第3条の3第2号の施設設備基準として食品衛生法の施設基準を要しなくなることから、規則第一号様式で記載することとなっている食品衛生法による許可年月日及び許可番号について記載を不要とするよう改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布日：令和3年5月31日

施行日：令和3年6月1日

○国土交通省令第 号

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、及び倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第四条第二項の規定に基づき、倉庫業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年 月 日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

倉庫業法施行規則の一部を改正する省令

倉庫業法施行規則（昭和三十一年運輸省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第一号様式（第2条、第4条関係） （略）</p> <p>（注意）</p> <p>1～7 （略）</p> <p>8 「その他」の欄には、関税法による保税蔵置場、消防法による危険物の貯蔵所、高圧ガス保安法による高圧ガスの貯蔵所等にあつては、その旨を明記し、かつ、許可年月日及び許可番号を記載し、冷蔵倉庫にあつては、<u>高圧ガス保安法</u>による許可年月日及び許可番号を記載すること。</p>	<p>第一号様式（第2条、第4条関係） （略）</p> <p>（注意）</p> <p>1～7 （略）</p> <p>8 「その他」の欄には、関税法による保税蔵置場、消防法による危険物の貯蔵所、高圧ガス保安法による高圧ガスの貯蔵所等にあつては、その旨を明記し、かつ、許可年月日及び許可番号を記載し、冷蔵倉庫にあつては、<u>食品衛生法及び高圧ガス保安法</u>による許可年月日及び許可番号を記載すること。</p>

附 則

この省令は、食品衛生法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年六月一日）から施行する。

食品衛生法の一部改正に伴う
倉庫業法第3条の登録の基準等に関する告示の改正について

1. 背景

今般、平成30年6月13日に公布された食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）及び食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）により、食品衛生法（昭和22年法律第233号）における営業許可制度の見直しと営業届出制の創設が行われ、現行、営業許可が必要であった食品の冷凍又は冷蔵業は届出制に移行されるとともに、営業許可に当たり必要な施設基準が課されないこととなった。

これを受け、倉庫業法第3条の登録の基準等に関する告示（平成14年国土交通省告示第43号。以下「基準告示」という。）について所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

基準告示第2条第4号ニにおいて、一定の冷蔵倉庫の施設について、食品衛生法第52条第1項の規定に適合していることを要しているところ、食品衛生法及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）の一部改正に伴い、食品衛生法上当該施設には、営業許可に当たり必要な施設基準が課されないこととなることから、基準告示第2条第4号ニを削除する。

また、基準告示第1条第1号及び第1条の4において、冷蔵倉庫について倉庫業の登録の申請及び施設設備基準の適合の確認等の際の添付書類を定めているところ、上記と同様の理由により、食品衛生法第52条第1項の許可を受けていることを証する書類についても不要となることから、基準告示第1条第1号及び第1条の4の表において、当該添付書類を定める項を削除する。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布日：令和3年5月31日

施行日：令和3年6月1日

○国土交通省告示第 号

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、並びに倉庫業法施行規則（昭和三十一年運輸省令第五十九号）第二条第二項第一号ハ、第三条の三第二号及び第四条の三第三項の規定に基づき、倉庫業法第三条の登録の基準等に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年 月 日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

倉庫業法第三条の登録の基準等に関する告示の一部を改正する告示

倉庫業法第三条の登録の基準等に関する告示（平成十四年国土交通省告示第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

(登録申請書に添付すべき書類)

第一条 倉庫業法施行規則(以下単に「規則」という。)第二条第二項
第一号ハの国土交通大臣の定める書類は、次のとおりとする。

一 次の表の上欄に定める倉庫の種類に応じ、同表の下欄に掲げる書
類

(略)	(略)
規則第三条第八号の冷 蔵倉庫	一・二 (略) (削る)
	三 七 (略)

二 (略)

(倉庫の基準適合確認に係る国土交通大臣が定める添付書類)

第一条の四 規則第四条の三第三項の国土交通大臣の定める書類は、規
則第二条第二項第一号へに掲げる書類のほか、次の表の上欄に定める
倉庫の種類に応じ、同表の下欄に掲げる書類とする。

(略)

(略)

改正前

(登録申請書に添付すべき書類)

第一条 倉庫業法施行規則(以下単に「規則」という。)第二条第二項
第一号ハの国土交通大臣の定める書類は、次のとおりとする。

一 次の表の上欄に定める倉庫の種類に応じ、同表の下欄に掲げる書
類

(略)	(略)
規則第三条第八号の冷 蔵倉庫	一・二 (略) 三 食品衛生法(昭和二十二年法律第二 百三十三号)第四条第一号の食品を保 管する倉庫にあつては、食品衛生法施 行令(昭和二十八年政令第二百二十九 号)第三十五条第十七号に掲げる営業 に係る食品衛生法第五十二条第一項の 許可を受けていることを証する書類
	四 八 (略)

二 (略)

(倉庫の基準適合確認に係る国土交通大臣が定める添付書類)

第一条の四 規則第四条の三第三項の国土交通大臣の定める書類は、規
則第二条第二項第一号へに掲げる書類のほか、次の表の上欄に定める
倉庫の種類に応じ、同表の下欄に掲げる書類とする。

(略)

(略)

冷蔵倉庫

警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有していることを証する書類

(倉庫の施設及び設備に関する法令の規定)

第二条 規則第三条の三第二号の国土交通大臣の定める法令の規定は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 第三条第八号規則第三条第八号に掲げる倉庫にあつては、次に掲げる規定

イ 八 (略)

(削る)

冷蔵倉庫

一 食品衛生法施行令第三十五条第十七号に掲げる営業に係る食品衛生法第五十二条第一項の許可を受けていることを証する書類
二 警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有していることを証する書類

(倉庫の施設及び設備に関する法令の規定)

第二条 規則第三条の三第二号の国土交通大臣の定める法令の規定は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 第三条第八号規則第三条第八号に掲げる倉庫にあつては、次に掲げる規定

イ 八 (略)

二 食品衛生法第四条第一号の食品を保管する倉庫にあつては、同法第五十二条第一項

附 則

この告示は、食品衛生法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年六月一日）から施行する。